

## 経費に係る留意点

### 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。但し、下記の2. (1) 該当するものは、入札金額に含めず、それぞれの単価を技術提案書に記載してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

過去の派遣前訓練の実績は「参考資料 1-1 施設概要」に記載している通りです。2024 年度からは 73 日間の訓練を年間 3 回実施しており、2026 年度以降も同様（73 日間の訓練を年間 3 回）の実施を予定しておりますので、その想定で積算ください。

#### (1) 経費の費目構成

- 1) 各業務の実施における経費の費用構成については、本紙 積算様式を参考に作成してください。

なお、契約開始月である 2026 年 3 月については引継ぎ期間として 0.5 か月分の金額を、現行契約業者、新規業者とも計上して入札金額内訳書を作成してください。ただし落札者と現行契約事業者が同一の場合は、引継ぎ期間に要する費用は減額し、履行期間の開始を 2026 年 4 月 1 日からとします。

- 2) 以下の業務は、想定される数量に基づき算出してください。

- a) 清掃業務の内、寝具リネン管理に関する業務

想定される数量は参考資料 16 寝具リネン類仕様を参考としてください。

- b) 衛生消耗品（トイレットペーパー、水石鹼、ゴミ袋等）

想定される数量は参考資料 12 消耗品実績（2024 年度）を参考としてください。

#### (2) 受注者が使用できる訓練所施設設備に関する事項

- 1) 貸与施設・設備

発注者は本業務実施上必要と認める施設（従業員控室、従業員休憩室、機材置場等）及び備品を無償で受注者に貸与するものとします。（別冊参考資料 14、15 参照）

- 2) 設備・備品等の持ち込み

(a) 発注者の業務に支障を来さない範囲において、受注者は訓練所施設内に本業務に必要な機器・設備等を受注者の負担において持ち込むことができます。ただし、機器・設備等を持ち込む場合には、事前に発注者の了解を得るものとし、本業務を終了した際は、原状回復を行ってください。

(b) 設備・機器等の持ち込み又は撤去に要する経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費及びについては、1. (3) に記載の光熱水料を除き受注者が負担するものとします。

### (3) 費用負担に関する留意事項

#### 1) 光熱水料

発注者は、受注者が本業務を実施するために必要な光熱水料（食堂運営に必要な光熱費を含め）を負担するものとします。

#### 2) 什器備品、什器、工具類の購入費及び修繕費等

発注者は、什器備品、什器、工具類（清掃に要するものを除く。）で、発注者が必要と認めるものの購入費及び修繕費を負担するものとします。なお、受注者が専ら自らの用務のために使用するものの関連経費は受注者の負担とします。また、インターネットを利用する場合、プロバイダー接続・利用に係る経費は受注者の負担とします。

#### 3) 消耗品費

本業務を実施するにあたり、各業務で使用する消耗品は、受注者負担とします。但し、衛生消耗品（トイレトーパー、水石鹼、ゴミ袋等）は発注者負担とします。

#### 4) 法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により受注者に生じた合理的な増加費用又は損失については、以下の①から③のいずれかに該当する場合には発注者が負担し、それ以外の変更については受注者が負担するものとします。

(a) 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設

(b) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む）

(c) 上記(a)及び(b)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度新設・変更（税率の変更を含む）

### (4) 消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

## 2. 作業労働単価他

### (1) 作業労働単価

以下、時間当たりの作業労働単価と実績時間から経費を支払う付帯業務については、それぞれの業務の時間当たりの作業労働単価等を技術提案書の中で提示して下さい（書式はありません）。入札金額には含めません。

1) 会場設営業務

2) 施設利用対応業務

3) 居室利用に伴う臨時清掃業務